

公立大学法人首都大学東京中期計画

(案)

公立大学法人首都大学東京

—目次—

第二期中期計画の基本認識	1
I 第二期中期計画の期間及び教育研究組織	2
1 中期計画の期間	2
2 教育研究上の基本組織	2
II 首都大学東京に関する目標を達成するために取るべき措置	2
1 教育に関する目標を達成するための措置	2
2 研究に関する目標を達成するための措置	6
3 社会貢献等に関する目標を達成するための措置	7
III 産業技術大学院大学に関する目標を達成するために取るべき措置	8
1 教育に関する目標を達成するための措置	8
2 研究に関する目標を達成するための措置	9
3 社会貢献に関する目標を達成するための措置	10
IV 東京都立産業技術高等専門学校に関する目標を達成するために取るべき措置	10
1 教育に関する目標を達成するための措置	10
2 研究に関する目標を達成するための措置	11
3 社会貢献に関する目標を達成するための措置	12
V 法人運営の改善に関する目標を達成するために取るべき措置	12
1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置	12
2 業務執行の効率化に関する目標を達成するための措置	14
VI 財務運営の改善に関する目標を達成するために取るべき措置	14
1 自己収入の改善に関する目標を達成するための措置	14
2 経費の節減に関する目標を達成するための措置	15
3 資産の管理運用に関する目標を達成するための措置	15
VII 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するために取るべき措置	16
1 自己点検・評価等に関する目標を達成するための措置	16
2 情報提供等に関する目標を達成するための措置	16
VIII その他業務運営に関する重要目標を達成するために取るべき措置	16
1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置	16
2 安全管理に関する目標を達成するための措置	17
3 社会的責任に関する目標を達成するための措置	17
4 国際化に関する目標を達成するための措置	17
IX 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画	19
X 短期借入金の限度額	19
X I 剰余金の使途	19
X II その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項	19
(別 紙)予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画	20
[別 表] 教育研究組織	23

第二期中期計画の基本認識

公立大学法人首都大学東京（以下「法人」という。）は、平成17年に旧都立の四大学を統合した首都大学東京の開学、翌平成18年に産業技術大学院大学の開学、さらには平成20年に都から東京都立産業技術高等専門学校の移管を受け、現在、異なる個性の三つの高等教育機関を有する、わが国唯一の公立大学法人となっている。

この間、首都東京の高等教育機関として、時代の変化や社会的要請等を的確に捉えながら、先駆的な改革に果敢に取り組み、広い分野の知識と深い専門の学術の教授研究、豊かな人間性と独創性を備えた人材育成、さらには大都市に立脚した教育研究に努めてきた。

この結果、法人創成期にあたる第一期中期計画期間中の様々な取組については、外部評価機関からも高い評価が得られ、各大学・高等専門学校における特色ある教育研究体制や強固な経営体制の「礎」を確かなものにしたところである。

一方、社会経済情勢に目を向ければ、少子高齢化やグローバル化、多様化する価値観、さらには未曾有の経済危機などに起因して、社会の至る所で、様々なパラダイムシフトが起きている。高等教育においても、同年代の若年人口の過半数が高等教育を受けるという、これまで経験したことのないユニバーサル段階を迎えており、

こうした中で、我が法人には、グローバル化する21世紀の知識基盤社会の成熟化に向けて、首都東京をフィールドとしながら、国際的通用性のある質の高い教育により、社会全体を支え、先導していく「21世紀型市民」^{*}を幅広く育成し、社会の持続的発展につなげていくことが期待されている。

今後も、本法人は、人の属性、例えば、年齢や性別、職業などにとらわれない、学ぶ意欲と高い志を持った、すべての学生にとって開かれた高等教育機関として、その使命である「大都市における人間社会の理想像の追求」に向けて、有為な人材の育成をはじめ、様々な教育研究成果を広く社会に還元していくかなければならない。

そのためには、各大学・高等専門学校が、その役割や機能を十分認識し、それぞれの特性を活かしながら、より質の高い教育研究や社会貢献を実践するとともに、限られた資源の中で、必要な選択と集中を行い、それぞれの特性に磨きをかけていく。また、その特性をさらなる強みとしていくため、法人内はもとより、様々な主体との連携も深め、新たな相乗効果を生み出していく。

こうした取組を積み重ねながら、第二期中期計画期間は、法人を構成する各大学・高等専門学校が、これまで以上に相互連携・協力を深め合って、様々な課題の克服に向けて専心し、その教育研究成果を「目に見えるかたち」で、広く国内外へ発信し、首都東京を支える公立大学法人としてのレゾンデートルを確立する。

このことを法人の基本認識とし、都が示した第二期中期目標を着実に具現化するため、第二期中期計画を策定し、他を先導する取組等に果敢にチャレンジしていく。

* 平成17年1月28日中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像」（答申）では、専攻分野についての専門性を有するだけでなく、幅広い教養を身に付け、高い公共性・倫理性を保持しつつ、時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、あるいは社会を改善していく資質を有する人材を「21世紀型市民」と定義付けし、多数育成していかねばならないとしている。

I 第二期中期計画の期間及び教育研究組織

1 中期計画の期間

平成23年4月1日から平成29年3月31日までの6年間とする。

2 教育研究上の基本組織

別表のとおりとする。

II 首都大学東京に関する目標を達成するために取るべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の内容等に関する取組

◇ 入学者選抜～意欲ある学生の確保～

<学部>

- ① 本学の基本理念が広く社会に認知・評価されるよう、具体的な教育目標や求める学生像を明確にし、アドミッションポリシー等を通じて社会に対して積極的に発信していく。
- ② 大学を取り巻く環境変化を鋭敏に見極めながら、アドミッションポリシーに合致する意欲ある学生を獲得できるよう、入学者選抜方法等について創意工夫していく。

<大学院>

- ③ 各研究科においては、本学の基本理念や教育目標を踏まえ、入学者選抜について、それぞれの特性に応じた創意工夫を行い、大学院博士前期・後期課程の入学定員の適正化、定員充足率の改善に努める。

<学部・大学院を通じた入試実施体制の整備>

- ④ 入試準備段階からの教職員間の連携・協力体制を一層整備し、関係者間の的確な役割分担のもとで、円滑な入学者選抜を維持していく。

<戦略的な入試広報>

- ⑤ 入試広報においては、多くの意欲ある志願者を確保するため、本学の特色ある教育研究内容、様々な学生支援の取組等を、志願者はもとより、保護者や高校等にも広く発信するため、首都東京にある公立大学の「強み」を活かした戦略性のある広報活動を展開していく。

<高大連携の推進>

- ⑥ 高大連携を一層推進するため、大学体験学習や大学教員の出張講義など、高校・大学間の教育研究に係る相互交流を拡充するとともに、意欲ある学生の受入れを促進する。また、こうした観点から、法人内の東京都立産業技術高等専門学校とも、これまで以上に連携を深めていく。

◇ 教育課程・教育方法

【総合的な「学士課程教育」の実践】

<「自ら学び、考え、行動する」力の養成>

- ① 本学が育成する学生像を具体化し、普遍的・体系的な知識・技法や教養の修得とともに、「自ら学び、考え、行動する」力の源泉となる総合的な判断力、俯瞰力、倫理観といった広義の教養も涵養するため、教育内容の充実に努めていく。

＜総合的な「学士課程教育」の構築＞

- ② グローバルな知識基盤社会を迎えるため、より良き未来を支える「21世紀型市民」を幅広く育成するため、専門教育の中の「教養」、教養教育の中での「専門」をそれぞれ重んじながら、教養教育と専門教育が有機的に連携した総合的な「学士課程教育」を構築していく。

＜本学独自の全学共通科目の再整備＞

- ③ 「都市教養プログラム」をはじめとした入学初年次からの本学独自の教育カリキュラムを再整備することで、「自ら学ぶ力」を修得させる多様な機会を設けていく。

＜大都市の活力の源泉となる人材育成＞

- ④ 首都東京の公立大学である本学では、とりわけ様々な社会問題が先鋭的に現れる大都市東京をフィールドにして、その課題解決に必要な専門知識・技法、深い洞察力や俯瞰力など、幅広く、深みのある教養を兼ね備えた人材を育成する。

＜学士課程教育と大学院の連携＞

- ⑤ 「21世紀型市民」を幅広く育成するとともに、高度専門職業人や高度な研究者等も数多く輩出していくため、学士課程から大学院博士前期・後期課程、専門職学位課程への有機的な接続を図りながら、順次性のある体系的な教育課程を構築していく。

【大学院教育】

＜教育研究目的・方針の明確化＞

- ① 大学院教育においては、21世紀社会を切り拓く、国際性豊かで、高度な専門性と幅広い知識を有する人材や高度な学術研究を推進する人材等を養成するため、研究科又は専攻・学域ごとに、その特性を踏まえた教育研究上の目的、学位授与の方針等を明確化し、実効性の高い教育課程の編成・実施に努めていく。

＜高度専門職業人の養成＞

- ② 国内外の各界第一線で活躍できる人材を輩出できるよう、社会的要請を踏まえた実践的なカリキュラムを工夫するなど、高度な専門知識・技法と幅広く、深みのある教養を兼ね備えた高度専門職業人を養成する。また、既に社会で活躍している高度専門職業人の学び直しの要請にも応えられるよう、リカレント教育にも寄与していく。

＜高度な研究者の養成＞

- ③ 日進月歩する学術研究の高度化を踏まえ、個々の研究を一層深化させていくとともに、学際的に広がる新しい学術領域にも対応できるよう、既存の研究科・専攻等にとらわれない体制整備など、21世紀社会を先導し、学術の継承と発展を支えていく高度な研究者を養成する。

【国際化】

＜国際性豊かな人材の育成＞

- ① 國際センター機能を一層高め、早期に国際化に係る基本構想・戦略を確立し、全学を挙げた留学支援・留学生支援、各部門における海外の大学・都市等との教育研究協力の機会の拡大など、国際性豊かな人材の育成環境を整備していく。

【学外連携の推進】

＜大学間・大学院間連携の推進と学外教育資源の効果的な活用＞

- ① 学生の希望や社会ニーズを的確に把握し、多様な学修機会等を提供するため、国内外の

大学や企業、地域団体等との連携強化を図りながら、学外教育資源も活用した教育内容の充実を図る。

(2) 教育の実施体制等に関する取組

◇ 教育の実施体制

＜教育実施体制の一層の強化＞

- ① 本学における教育実施体制を一層強化するため、学長・副学長・学部長等のリーダーシップ機能、各部局における教育の立案・実施機能、大学教育センターにおける全学的な教育活動の分析・支援機能を三位一体として、全学が一体となった大学教育改革を推進していく。
- ② 本学の教育理念を踏まえつつ、学術研究の高度化、社会的要請、学生ニーズ等に迅速かつ的確に対応した多様な教育を実施していくため、適時適切に有為な外部人材の登用が可能となる柔軟な教員採用枠を確保していく。

＜大学教育センターの体制再構築＞

- ③ 大学教育改革の企画調整・実施機能を拡充するため、現行の入試部門・全学共通教育部門・FD評価支援部門の執行体制を検証するとともに、適切な人員の配置や関係運営委員会の統廃合を含め、体制の再構築を進める。
- ④ 大学教育の質保証を確保していくため、大学評価データベースシステムを構築するなど、的確な教学マネジメントや自己点検評価等に資するデータの収集・分析・蓄積を行い、大学教育改革のPDCAサイクルの確立に向けた体制を整備する。

＜学術情報基盤の整備・拡充＞

- ⑤ 激変する学術情報環境・科学者コミュニケーション環境に的確に適応しつつ、大学の学術情報資源を適切かつ有効に活用できるよう、図書情報センター等の学術情報基盤を整備・拡充する。
- ⑥ 図書情報センターにおける、資料提供・情報検索等のサービスの迅速化・高度化、レンズ機能、さらには情報発信機能の向上を図るため、これから図書館機能のあり方を再構築し、順次改善を行う。

◇ 教育の質の評価・改善

＜教育の質の向上に資する先駆的な取組＞

- ① 第一期中期計画期間中に蓄積した各種FD活動の成果を土台として、全学的FD活動と部局FD活動との連携強化・相互支援を図りながら、さらなる教育の質の向上に資する先駆的な取組を積極的に展開する。
- ② 大学教育改革支援プログラムなど、国等が実施する補助事業等に積極的にエントリーするとともに、採択に向け、学内横断的なプロジェクトチームを編成するなど戦略的な取組を推進する。

◇ 成績評価

＜明確な学修方針の明示＞

- ① 所期の学修成果を確実に達成していくため、各学部の授業計画を適切に定めることはもとより、学生の視線に立ったシラバスの作成に努めることにより、効果的・効率的な学修環境の整備を推進する。

＜成績評価の適切な運用＞

- ② 学内における成績評価の考え方、方針、水準等に関する共通理解・認識を一層徹底させ
公平・公正かつ的確な成績評価を実現する。

(3) 学生支援に関する取組

◇ 全学を挙げた取組の実践

＜学生支援に対する認識の共有化～多様な学生に開かれた大学～＞

- ① 大学のユニバーサル化がますます進行し、学生気質も大きく変化している中で、多様な
学生に開かれた大学として、留学生や障がい者等を含め、学生一人ひとりが充実した学生
生活を送れるよう、これまで以上に教職員間の連携を密にし、全学を挙げた組織的な取組
を推進する。

＜学生ニーズの適時適切な把握＞

- ② 学生が、有意義な学生生活を送れるよう、定期的なアンケート調査の実施・分析はもと
より、学生との意見交換会を開催するなど、迅速かつ的確な学生ニーズの把握に努める。

＜学修意欲の喚起＞

- ③ 学生の学修意欲を一層引き出していくため、成績優秀者表彰制度や海外留学制度等の整
備など、モチベーションアップにつながる様々な取組を創意工夫していく。

＜ＩＣＴを活用した学修環境の整備＞

- ④ 学生の自主的かつ効果的な学修を支援するため、e ラーニングの導入・活用など、「いつ
でも、どこでも」良質な学修に取り組めるよう、学内のＩＣＴ環境の整備を進める。

◇ キャリア形成支援

＜きめ細かな学修・進路相談支援＞

- ① 学生一人ひとりが、自ら描く将来像に向け、明確な目的意識を持って大学生活を送れる
よう、教職員間の適切な役割分担を明確にしながら、学生サポートセンター機能を再編強
化し、計画的な履修や進路選択に関するきめ細かな支援を行う。

◇ 健康支援

＜健康支援センターによる支援＞

- ① 感染症対策をはじめ、日頃から学生の健康管理に万全を期すため、「健康支援センター」
を中心に、各キャンパス医務室機能の充実、地域医療機関等とのホットライン整備等を図
る。また、日常的な健康増進教育の推進、相談体制の充実を図る。
- ② 「健康支援センター」において、学生の抱える様々な悩みや、対人関係・心理適応上の
問題等に関する相談体制を充実する。とりわけ、適応障がいがみられる学生に対しては、
保護者はもとより、指導教員や専門医師等との緊密な連携体制を工夫していく。

◇ 経済的支援

＜適時適切な支援＞

- ① すべての学生が安心して学修に専念できるよう、授業料減免、奨学金等、様々な経済的
支援策を体系的に整理し、「必要な時に、必要な支援」が行えるよう、限りある財源を最大
限に活用しながら、環境を整備する。

◇ 留学・留学生支援

＜留学・留学生支援の充実＞

- ① 留学する学生や留学生が、充実した留学生活を送れるよう、ニーズを的確に把握し、学修、生活両面に関するきめ細かな支援を行う。

◇ 障がいのある学生への支援

＜一人ひとりに必要な支援策＞

- ① 障がいのある学生が、充実した学生生活を送れるよう、一人ひとりに必要な支援策を見極めながら、教職員・学生による修学全般に対する支援体制を確立していく。

◇ 学内外における学生活動への支援

＜幅広い学生活動への支援＞

- ① 学修のみならず、多様な経験を通じて健全な人格形成に資するよう、大学行事やサークル活動をはじめ、ボランティア活動、学生寮活動、アルバイト経験など、幅広い学生活動を支援する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究の内容等に関する取組

＜教員一人ひとりの確かな研究成果＞

- ① 教員一人ひとりが、各自の専門分野における基盤的研究や先駆的研究を一層深化させ、他をリードする確かな研究成果に結びつけていく。

＜「世界の頂点」となり得る研究分野の育成＞

- ② 本学が有する様々な基盤的研究や先駆的研究の蓄積を背景として、他を先導する強みのある研究活動に対しては、研究資源を効果的に投資するなど、「選択と集中」を行いながら、「世界の頂点」となり得る研究分野を育成する。
- ③ 日進月歩する学術研究の高度化に対応するため、既存組織の枠を超えた研究体制を有機的に構築することで、独創的かつ将来性のある新たな学術領域を創成する。

＜世界の諸都市に向けた研究成果の還元＞

- ④ 本学は、首都東京にある公立の総合大学として、先鋭的かつ複合的に現れる様々な大都市問題に対して、個々の研究成果を分野横断的に重層化・複合化させながら実効性の高い解決策を提案するなど、国や都はもとより、国内外へ向けて、その研究成果を広く還元していく。

＜グローバル研究拠点化に向けたチャレンジ＞

- ⑤ 世界に誇れるオンリーワンとなり得る「大都市研究」領域を構築する。そのために、既存分野の枠にとらわれない人材の確保、財政的資源の集中投資を行い、「大都市科学研究院国際センター（仮称）」等、「大都市研究」のグローバル拠点を目指す。

(2) 研究実施体制等の整備に関する取組

＜必要な研究者確保に向けた仕組みの構築＞

- ① 学術研究の動向や社会ニーズの変化に迅速かつ柔軟に対応できるよう、必要な研究者を確保するため、国内外を問わず外部の有為な人材の積極的な登用を図る。

＜多様な研究者に開かれた大学に向けた環境整備＞

- ② 女性研究者や障がいのある研究者、外国人研究者等、様々な背景を持つ多様な研究者が

個人生活とのバランスを保ちながら、研究を継続できる仕組みや安心して研究に取り組める施設・設備の整備など、ソフト・ハード両面から研究者の教育研究環境を整備していく。

＜競争的資金の獲得と研究費の効果的な配分＞

- ③ 公立の総合大学として、学術研究の動向や社会ニーズの変化等を的確にとらえ、基礎的・基盤的な研究課題をはじめ、先駆的・政策的な研究課題にも果敢に取り組んでいく。そのため、基本研究費と傾斜的研究費に係る財源配分の最適化を図るとともに、競争的研究費配分ルールについて、研究インセンティブが一層高まるよう整備していく。
- ④ 各教員が、科学研究費補助金をはじめ、様々な外部資金の獲得に向けて積極的に取り組めるよう、組織を挙げて必要な情報収集・提供、手続面での支援を行う。

＜外部の研究資源の効果的な活用＞

- ⑤ 先端的な取組を行っている国内外の大学・試験研究機関や企業等との連携強化を図り、共同研究、研究者の相互交流、研究協定締結校の拡大など、外部の研究資源の効果的な活用を進める。

＜研究活動の高度化の支援＞

- ⑥ 学内ICT環境を整備し、情報学領域に属する様々な学問分野における教育研究活動の高度化を効果的に支えていく。

3 社会貢献等に関する目標を達成するための措置

(1) 都政との連携に関する取組

＜都の政策課題解決に向けた支援＞

- ① 都民生活の質的向上を図るため、首都東京のシンクタンクとしてますます複雑・高度化する大都市課題の解決に向けて、多角的かつ斬新なアプローチと解決策の提言・提案等を行い、新たな都政展開を積極的に支援する。

＜公共セクターにおける高度専門人材の育成＞

- ② 様々な行政課題の解決に向けて、公共政策部門における高度専門人材を育成するため、必要な教育プログラムを開発・提供し、都や区市町村はもとより、様々な公共セクターに属する人材の育成に貢献する。

＜都の関係機関等との連携強化＞

- ③ 都の政策課題の解決に向けて、東京都立産業技術研究センターや医学系研究所など、都の試験研究機関等との連携を強化し、都政の研究機関コンソーシアムの構築等の検討を先導的に行っていく。
- ④ 都が保有する博物館・美術館等の文化施設との連携強化を図るなど、都の文化芸術政策の推進に寄与する。

(2) 社会貢献等に関する取組

◇ 産学公の連携推進

＜産学公連携機能の強化＞

- ① 社会環境の変化・社会ニーズの動向等を的確に見極めながら、期待される地域の産業振興等に積極的に寄与できるよう、産学公連携センターと各部局との連携を一層緊密にしていくための基盤を整備する。

◇ 地域貢献等

＜新しい「公」の担い手に対する支援＞

- ① 様々な場面で、「公」の活動に尽力している地域住民やNPO法人等に対して、本学が保有する知的資源、施設資源等を提供するなど、ソフト・ハード両面から、その活動を支援することにより、豊かな地域社会づくりに貢献する。

＜社会人リカレント教育の推進＞

- ② 都民が、自らの生涯を通じた学び直しや必要なキャリアアップを図れるよう、求められる水準に応じて学部や大学院、オープンユニバーシティを活用し、様々なプログラムを開発・提供するなど、社会人リカレント教育に資する学修環境を整備する。

＜オープンユニバーシティの再構築＞

- ③ 広く都民や企業等の教育ニーズを的確に把握し、求められる講座をタイムリーに提供するため、オープンユニバーシティ教員体制の再構築を行うとともに、各種講座の構成の検討に当たり全学を挙げた協力体制の強化を図り、本学のプレゼンス向上につなげる。
- ④ 法人会員制度の普及促進・新たな広報媒体の活用等、オープンユニバーシティ講座の効果的な宣伝活動を行いながら、講座の開講率の向上、受講者数の拡大に努める。

III 産業技術大学院大学に関する目標を達成するために取るべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の内容等に関する取組

◇ 入学者選抜

＜戦略的な広報活動による素養のある学生の確保＞

- ① 企業や行政機関等への働きかけを強化し、高度専門職業人としての資質を有する学生の開拓に努めるとともに、明確なターゲットを定めた広報活動の展開により、社会人、学部卒業生及び高専専攻科修了生等から、素養のある学生を確保する。

◇ 教育課程・教育方法

＜入学前教育の実施＞

- ① 年齢、性別、国籍、職歴、所属企業の分野等が異なる多様な属性を持つ入学者に対応する導入教育を推進する。

＜実践型教育の更なる推進＞

- ② 様々な現場で必要とされるIT分野や創造技術分野の高度専門的な理論・知識について、徹底した教育を行う。
- ③ 産業界で必要とされるスキル及びコンピテンシーを明確化するとともに、その測定手法等の開発研究を推進する。

＜先進的なPBL教育の実践＞

- ④ PBL教育開発の先駆者として、PBL教育の効果的手法をさらに検証するとともに、実務実践面での精度を高める取組を推進する。

＜グローバル化の推進＞

- ⑤ グローバルに活躍できる人材を育成し、我が国はもとより、諸外国の産業発展に貢献するとともに、特色ある教育研究の取組を国内外に広く発信していく。

(2) 教育の実施体制等に関する取組

◇ 教育の実施体制

<産業界のニーズを反映した教育体制等の整備>

- ① 運営諮問会議を通じて、企業との連携を深めるとともに、今後人材を育成すべき産業技術分野も見極めながら、社会情勢や産業界のニーズを反映した教育体制を整備していく。

<他大学等との積極的な交流>

- ② 他大学等との教育研究資源の相互交流など、教育研究の連携を強化する。

<9年間一貫教育と複線型教育システムの拡充・推進>

- ③ 体系的な知識・スキルを修得した高度専門技術者を輩出するため、東京都立産業技術高等専門学校専攻科からの進学による9年間一貫のコースや高専カリキュラムの設計を東京都立産業技術高等専門学校と協力して行うとともに、教育研究活動における連携・交流を推進する。

◇ 教育の質の評価・改善

<教育の質の評価・改善>

- ① 教授法の改善、講義内容や、レベルの調整、カリキュラム改善等、時宜を得たきめ細かな教育の質の改善を図るためのFD活動を展開する。

(3) 学生支援に関する取組

<学び直しのできる学修環境>

- ① 広く社会人が学修しやすい環境を整備するとともに、修了後も生涯を通じて、専門能力の向上に資するよう、学び直しができる学修環境を整備する。

<キャリア開発支援>

- ② 学生の自主的な取組を基調としながら、入口から出口まで、多様な学生の就職やキャリアアップ等を見据え、組織的・体系的な一貫したキャリア開発支援を展開する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

◇ 研究の内容等

<教育手法に関する研究>

- ① IT及び創造技術の分野の教育に適したプロジェクトの開発に努め、実践的な教育研究を推進する。

<開発型研究の推進>

- ② 専門職大学院としての社会貢献を重視し、研究成果の社会への還元を目的として、製品開発をターゲットとした開発型研究の取組を進める。

◇ 研究実施体制等

<現場ニーズと最新技術の反映>

- ① 運営諮問会議を活用して、産業界のニーズ・最新技術・経営動向を研究内容に迅速かつ的確に反映していく。

<開発型研究体制の整備>

- ② 多様な社会貢献活動を企画・調整・運営するオープンインスティテュート組織体制を整備し、都や関係研究機関等と連携した教育研究活動を推進する。

3 社会貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 都政との連携に関する取組

＜都の政策展開に対する積極的な支援＞

- ① 都各局や区市町村等との連携を通じて、政策課題に対するシンクタンク機能を発揮し、現実的、実践的なソリューションを提供していく。

＜自治体職員の人材育成への協力＞

- ② 本学の知的資源を活かし、都・区市町村等の職員の人材育成に貢献する。

(2) 社会貢献等に関する取組

◇ 産学公の連携推進

＜産業振興施策への貢献＞

- ① 企業等のニーズを踏まえ、専門セミナー・公開講座の開催、中小企業を含む産業界及び地元自治体と共同した開発型研究・受託研究など、多様な社会貢献活動を通じて、産業振興施策に貢献していくとともに、外部資金の拡大にも努める。

◇ 地域貢献等

＜社会人リカレント教育と専門職コミュニティの形成＞

- ① 広く社会人を対象としたキャリアアップや学び直しのための学修環境を整備し、高度専門職業人の人的交流と相互研鑽の活発化を図るための場として、本学を核にした専門職コミュニティの形成を推進する。

IV 東京都立産業技術高等専門学校に関する目標を達成するために取るべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の内容等に関する取組

◇ 入学者選抜

＜多様な学生の確保＞

- ① ものづくりに意欲的に取り組む多様な学生を一層受け入れるための取組を推進する。

＜選抜方法の見直し＞

- ② 入学者選抜について、その内容等を見直し、多様な学生を受け入れるための適切な入学者選抜方法を確立する。

＜広報活動の強化＞

- ③ 学生の確保のため、広報戦略に基づく効果的な広報活動を展開する。また、「産技高専」ブランドの確立に向けたPR活動に取り組む。

◇ 教育課程・教育方法

＜教育内容の充実＞

- ① 技術革新や産業界のニーズを踏まえたカリキュラムの見直しを行うとともに、新たなカリキュラム構成や教育内容を検討する。

- ② 全教職員が東京都立産業技術高等専門学校における教育のあり方・方向性等についての共通認識を持ち、さらなる教育の質の向上に努めるよう、組織的・継続的なFD活動に取り組む。

<キャリア教育>

- ③ 國際的に活躍できる技術者を育成するため、実践的な英語教育の充実、國際感覚の醸成等に努める。
- ④ 学生に、入学後早い段階から、自らの将来に対する目的意識を持たせるため、必要な環境整備を行い、系統立った順次性のあるキャリア教育を導入する。

<9年間一貫教育と複線型教育システムの拡充・推進>

- ⑤ 本科修了後、専攻科から産業技術大学院大学への進学により、体系的な知識・スキルを修得した高度専門技術者が輩出されるよう、9年間一貫のコースやカリキュラムの設計を産業技術大学院大学と協力して行うとともに、教育研究活動における連携・交流を推進する。
- ⑥ 都立工業高校からの編入学生の学習成果を向上させるため、高校側と連携して編入学生受け入れのための接続プログラムを整備する。

(2) 教育の実施体制等に関する取組

◇ 教育の実施体制

<産業界と連携した実践教育>

- ① 地域産業界等をメンバーとした「運営協力者会議」を中心に、社会経済状況や産業界のニーズを教育に反映させる仕組みを構築する。

◇ 教育の質の評価・改善

<教育システムの継続的な改善>

- ① 「運営協力者会議」を活用して、外部評価を行い、教育の質の改善につなげていく。
- ② 学生が卒業時（修了時）に身につけるべき力を客観的に示す指標を作成するとともに、学生の学習到達度をチェックする仕組みを検討する。

(3) 学生支援に関する取組

<学生生活支援>

- ① 学生一人ひとりが充実した学生生活を送ることができるよう、学生相談体制の強化、課外活動への積極的支援、スチューデントアシスタント（SA）を活用した支援体制の整備などに取り組む。また、留学など学外での学習経験を希望する学生への積極的な支援を行う体制づくりに取り組む。

<学習・進路選択に関する支援>

- ② 教員による適切な履修指導に加え、学生や職員による学習支援活動を推進する。
進路支援体制を強化するため、学生サポートセンターとの連携による、相談体制の構築や進路支援に関する情報の共有化を図っていく。

<経済的支援>

- ③ 学生一人ひとりが充実した学生生活を送ることができるよう、経済的な支援に引き続き取り組んでいく。

2 研究に関する目標を達成するための措置

<研究内容・研究体制に関する取組>

- ① 「ものづくりスペシャリストの育成」に貢献する研究活動を活性化するため、効果的な研究費の獲得や配分、研究活動のあり方、研究成果の社会への還元方策等について、総合

的・体系的な検討を行い、順次制度化を図る。

＜研究実施体制等の整備に関する取組＞

- ② 法人内の他の機関、東京都やその他の研究機関等との連携を進めていくため、機関間の協定や規程の整備等の環境整備を図っていく。

3 社会貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 都政との連携に関する取組

＜都政との連携に関する取組＞

- ① 東京都や地元自治体の課題解決を技術面からサポートするための体制を整備し、具体的な実績に結びつけていく。

＜都のものづくり教育の中核としての連携推進＞

- ② 小中学生向けの「ものづくり教育プログラム」の開発や「ものづくり教室」の開催などを積極的に展開し、大人から子供に至るまで、広く地域における「ものづくり人材育成」の機運を醸成していく。

(2) 社会貢献等に関する取組

◇ 産学公の連携推進

＜地域における産学公連携の推進＞

- ① 産学公連携センターのコーディネート機能を活用して、より幅広い地域の企業等との連携関係を構築し、共同研究や技術相談の機会を拡充するとともに、学生の教育研究活動にも有機的に連携させていく。

◇ 地域貢献等

＜社会人リカレント教育の推進＞

- ① 社会人技術者への再教育ニーズに応えていくため、ものづくり技術者のスキルアップのための「学び直し」の場を提供していく。

V 法人運営の改善に関する目標を達成するために取るべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

◇ 戦略的な組織運営

＜法人全体のヘッドクオーター機能の確立＞

- ① 首都東京の公立大学法人として、理事長のリーダーシップの下、法人全体の企画立案、組織・人事、財務運営等を行うヘッドクオーター機能を強化し、3つの高等教育機関を有機的に連携させながら、戦略的な組織運営を行う。

併せて、各大学・高等専門学校においては、それぞれ学長・校長がリーダーシップを發揮するとともに、これまで以上に学校間連携を深めながら、戦略的な事業展開に積極的に取り組む。

＜意思決定プロセスの確立＞

- ② 理事長、学長、校長、部局長等の各層における迅速な意思決定やリーダーシップを確立するため、既存の意思決定プロセスを検証し、意思決定のさらなる迅速化と責任の明確化を図る。

◇ 組織の定期的な検証

<教育研究組織の定期的な検証>

- ① 各大学・高等専門学校の設置理念に基づき、効果的かつ円滑な教育研究活動が行えるよう、各々の教育研究組織のあり方に関する定期的な自己点検・評価、外部評価等も踏まえながら、教学組織の再編や事務組織との連携強化など、不斷に見直しを行っていく。

<事務組織の定期的な検証>

- ② 法人運営（経営・教学）を支える事務組織は、その役割と責任の重さを十分認識した上で、日常的な業務執行はもとより、様々な状況変化等に対して的確に対応できるよう、必要な体制整備や機能強化を適時適切に行っていく。

◇ 教員人事

<人事制度の適切な運用・改善>

- ① 質の高い教育研究の実現に向けて、意欲と能力のある有為な人材を的確に確保・育成・活用していくため、引き続き現行人事制度を適切に運用するとともに、今後、教育研究実績等を踏まえた処遇を一層実現できるよう、現行制度の成熟度や情勢変化を見極めながら、現行制度の基本を踏まえ、必要な制度改正や運用改善を重ねていく。

<教員定数の適正化>

- ② 将来を見据えた学術研究基盤の整備、教育研究の高度化等の様々な要請に的確に応えられるよう、教員定数を適時適切に見直していく。

<若手教員の育成支援>

- ③ 将来性豊かな若手教員を計画的に育成する観点から、新任教員に対するF D活動や研修の充実、教育研究環境の整備など、各大学・高等専門学校の取組を一層効果的なものとするため、必要な環境整備に努めていく。

◇ 職員人事

<人事制度の適切な運用・改善>

- ① 職員の意欲・能力を最大限に引き出し、組織力を一層高められるよう、人事考課を含む、人事制度全般を適切に運用するとともに、必要な制度改正や運用改善を重ねていく。

<有為な人材の確保>

- ② 組織運営のコアとなる質の高い固有職員を確実に確保するため、採用方法・採用区分・広報等の見直しや、専門人材の確保等について、時機を失すことなく、適切に対応していく。

<「プロ職員」の育成>

- ③ 少数精鋭の事務執行体制を実現するため、都派遣職員の段階的縮減と固有職員の計画的採用との適切なバランスを図りながら、人材育成方針（「人材育成プログラム（平成21年3月策定）」に基づき、様々な人材育成策を効果的に実践し、業務に係る高い専門性と経営感覚を兼ね備えた「プロ職員」を計画的に育成する。

◇ 各センター組織の機能強化

<学生サポートセンターの学生支援機能強化>

- ① 学生サポートセンターが、各大学・高等専門学校の学生全体の支援組織であることから、改めて学生の視点から現状を分析し、求められる支援メニューの整備、より一層緊密な教

職員の連携体制の構築、実効性の高い組織再編など、各大学・高等専門学校の特性・実情等に応じた学生支援機能の拡充に努める。

＜産学公連携センターの再整備＞

- ② 産学公連携センターにおいては、今後、各大学・高等専門学校が有する知的資源の活用を最適化していくため、将来を見据えた基本戦略を策定し、産学公連携機能のあり方を体系的に整理する。また、センターと各経営・教学部門との連携強化を図るため、各大学・高等専門学校の特性・実情等を踏まえた、研究支援ニーズへの的確な対応、連携コーディネート機能の拡充、センターの組織体制の整備等を推進する。
- ③ 外部資金獲得額、各種指標（技術相談、特許申請・受理など）を年度計画において毎年度設定し、着実に達成していく。

2 業務執行の効率化に関する目標を達成するための措置

＜予算・人員体制の適正化＞

- ① 法人全体を取り巻く情勢等を的確に見極めながら、組織運営に係る現状分析・外部評価等の結果を、適時適切に事務改善や組織・予算・人員等の見直しにつなげていくなど、効果的・効率的な組織運営の実現に向けて、不断の見直しを重ねていく。

＜業務改善の推進＞

- ② 事務職員の「プロ職員」化を着実に図っていくとともに、業務全般の棚卸しを進め、契約事務や会計事務の合理化、定型的事務処理の外部委託化など、職員の人材育成にも配慮しつつ、最小の経費で最大の効果を上げられるよう、事務処理プロセスを見直していく。

＜ＩＣＴ環境の整備＞

- ③ マルチキャンパスにおける円滑な組織運営を実現するため、業務執行に係るICT環境を一層整備し、業務の効率化はもとより、学生サービスや教育研究活動の質的向上にも、有形無形に結び付けていく。

VI 財務運営の改善に関する目標を達成するために取るべき措置

1 自己収入の改善に関する目標を達成するための措置

＜外部資金獲得に向けた取組＞

- ① 法人運営の安定性と自律性を確保するため、法人及び各大学・高等専門学校は、自己収入の改善に向け、積極的な外部資金獲得のための取組を展開する。
- ② 産学公連携センターを中心として、外部資金獲得に向けた支援体制を強化する。
- ③ 外部資金獲得を促進するため、資金獲得に向けた教員のインセンティブを高められるような仕組みを整備する。

＜寄附金獲得に向けた取組＞

- ④ 寄附金獲得に向けた取組を体系的に整理しつつ、the Tokyo U-club、同窓会、企業等に対する要請活動を精力的に行う。また、毎年度、各大学・高等専門学校を巣立っていく新規卒業生との新たなネットワークづくりに向けた取組を推進する。

＜授業料等の学生納付金の適切な確保＞

- ⑤ 学生納付金については、公立大学法人の役割を踏まえ、東京都が認可した上限額の範囲内で適正な金額の設定に努めるとともに、その確実な納入を促進する。

＜事業収入の確実な確保＞

- ⑥ オープンユニバーシティにおいては、社会的ニーズに的確に応える講座の企画・運営に努めるとともに、様々な創意工夫を凝らしながら、開講率の向上、受講者数の拡大、収入・経費の適正化等に努めていく。

2 経費の節減に関する目標を達成するための措置

＜総人件費管理の適正化＞

- ① 必要な人材の確保に努める一方、中長期的な視点から法人財務状況を的確に分析しつつ、総経費の大半を占める人件費を適正に管理する。

＜省エネルギー対策の徹底＞

- ② 施設整備計画に基づく施設改修工事等に当たっては、省エネルギー効果の高い、最新の技術・設備を取り入れるなど、費用対効果の視点を十分踏まえながら、光熱水費等の確実な縮減を図る。

＜予算・人員体制の適正化＞（再掲）

- ③ 法人全体を取り巻く情勢等を的確に見極めながら、組織運営に係る現状分析・外部評価等の結果を、適時適切に事務改善や組織・予算・人員等の見直しにつなげていくなど、効果的・効率的な組織運営の実現に向けて、不断の見直しを重ねていく。

＜業務改善の推進＞（再掲）

- ④ 事務職員の「プロ職員」化を着実に図っていくとともに、業務全般の棚卸しを進め、契約事務や会計事務の合理化、定型的事務処理の外部委託化など、最小の経費で最大の効果を上げられるよう、事務処理プロセスを見直していく。

＜ＩＣＴ環境の整備＞（再掲）

- ⑤ マルチキャンパスにおける円滑な組織運営を実現するため、業務執行に係るICT環境を一層整備し、業務の効率化はもとより、学生サービスや教育研究活動の質的向上にも、有形無形に結び付けていく。

3 資産の管理運用に関する目標を達成するための措置

＜学内施設の有効活用＞

- ① 学内施設利用の適正化・効率化を推進し、臨時の業務への対応、学外への貸出などに活用可能なユーティリティースペースの確保に努める。また、学内施設の有効活用を高めるため、教育研究活動に支障のない範囲内で積極的に学外への貸出しを行う。

＜知的財産の有効活用＞

- ② 特許等の積極的な活用を図るため、ホームページをはじめ、様々な情報媒体を駆使したタイムリーな情報提供を行い、効果的な知的財産の運用に努める。

＜適正な資金管理・効果的な資金運用＞

- ③ 法人の資金管理規程、資金管理方針に基づき、適正に資金管理を行う。また、年間を通じてキャッシュフローを厳格に見極めつつ、運用可能な資金については、安全かつ安定的な手法による運用を積極的に行う。

＜剰余金の有効活用＞

- ④ 各年度の剰余金については、将来にわたって法人の安定的な事業展開に資するよう、可能な限り基金化し、その運用益を活用していく仕組みを整備する。

VII 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するために取るべき措置

1 自己点検・評価等に関する目標を達成するための措置

＜自己点検・評価及び外部評価の実施＞

- ① 各大学・高等専門学校においては、教育研究活動等を対象に、その質的向上を図るため、毎年度自己点検・評価を実施するとともに、外部の認証評価機関等による第三者評価を受審する。

＜公立大学法人全体に関する自己評価の実施＞

- ② 法人運営（経営・教学）の公共性・透明性を確保する観点から、毎年度、中期計画及び年度計画の進捗・達成状況を自己評価し、その業務実績について東京都地方独立行政法人評価委員会へ報告し、評価を受ける。

＜評価結果の活用＞

- ③ 自己点検・評価、認証評価、東京都地方独立行政法人評価委員会による評価結果をデータベース化し、指摘事項等の改善状況を経年的に的確に把握し、法人経営の高度化、教育研究の質的向上に確実に結び付けていく。

2 情報提供等に関する目標を達成するための措置

＜法人運営情報の積極的な公開＞

- ① 法人運営（経営・教学）について、広く社会の理解が得られるよう、自己点検・評価、認証評価、東京都地方独立行政法人評価委員会による評価結果を、時機を逸すことなく、都民に分かりやすい方法を工夫しながら、積極的に公表する。

＜情報公開や個人情報保護への取組＞

- ② 情報公開や個人情報保護については、東京都情報公開条例及び東京都個人情報の保護に関する条例に基づき、関係規程の整備など、必要な環境整備を行い、適切に対応していく。

＜法人全体の広報戦略の確立＞

- ③ 各大学・高等専門学校の認知度を一層高めるため、法人全体の「強み」を活かした「ブランド戦略」に基づき、学校単位の広報活動への支援はもとより、新たな広報媒体の活用、既存の広報媒体の複合的な活用など実効性の高い広報活動を展開する。

VIII その他業務運営に関する重要目標を達成するために取るべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

＜エコキャンパス・グリーンキャンパス化の推進＞

- ① 様々なキャンパスアメニティーを一層充実させるとともに、義務化された温室効果ガス排出量削減目標を確実に達成しながら、「エコキャンパス・グリーンキャンパス」化を推進する。キャンパスに集う学生、教職員、地域住民等に対して快適空間を創出する。

＜老朽施設の計画的な改修・整備＞

- ② エコキャンパス・グリーンキャンパス化の取組を踏まえながら、老朽施設を計画的に改修し、より一層良好な教育研究環境を整備する。

＜学内施設の有効活用＞（再掲）

- ③ 学内施設利用の適正化・効率化を推進し、臨時の業務への対応、学外への貸出しなどに活用可能なユーティリティースペースの確保に努める。また、学内施設の有効活用を高

めるため、教育研究活動に支障のない範囲内で積極的に学外への貸出しを行う。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

<全学的な安全管理体制の確立>

- ① 学生や教職員にとって、安全で快適なキャンパスライフを実現していくため、盜難・事故等の防止対策はもとより、メンタルヘルス面も含めた健康の保持・増進に向けた取組など、キャンパスにおける日常の生活行動様式に即した具体的な取組を実践していく。

<ＲⅠ施設等の安全管理>

- ② RⅠ施設の管理、毒劇物等の保管状況の点検、実験廃液や廃棄物の適正処理等、教育研究環境の安全衛生の確保に向けた取組を着実に進める。

<日常的な危機管理体制の整備>

- ③ 震災や新興感染症の発生など、万一の場合に備え、教職員等の対応マニュアルの整備、必要な機材・設備の整備・更新、学生に対する安全教育の充実、さらには日頃から地域住民や警察・消防医療機関等との緊密な連携など、いつでも迅速・的確な対応がとれる体制を整備する。

3 社会的責任に関する目標を達成するための措置

(1) 環境への配慮に関する取組

<温室効果ガスの着実な削減>

- ① 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の改正に伴う、温室効果ガス排出総量削減義務計画に基づき、各施設に課せられる温室効果ガス排出量の削減目標を確実に達成する。

(2) 法人倫理に関する取組

<セクシャルハラスメント・アカデミックハラスメント等対策>

- ① セクシャルハラスメントやアカデミックハラスメント等の未然防止と発生後の適切な対応を確保するため、各大学・高等専門学校の実情や特性等を踏まえた専門組織を設置するなど実効性のある取組を行っていく。

<研究倫理に関する取組>

- ② 研究安全倫理委員会での審議を通じ、引き続き研究倫理への配慮の徹底に努めるとともに、「研究活動における不正行為」や「研究費の不正使用」の防止に向けて、教職員向けの研修を拡充する。

4 國際化に関する目標を達成するための措置

<国際化に向けた戦略的取組の推進>

- ① 法人全体のヘッドオーナー部門に、新たに「国際化戦略事業推進室（仮称）」を設置する。この組織を先導役として、法人全体の国際化に関する基本構想を策定するとともに、各大学・高等専門学校が主体的に取り組む諸施策に対する環境整備、さらには諸施策の体系化・複合化等を図りながら、個々の施策の最適化に向けたコーディネート機能を発揮する。

<有為なグローバル人材の育成・輩出>

- ② 法人を挙げて、各大学・高等専門学校が行う様々な国際交流事業等を適切に支援しながら、海外留学及び優秀な外国人留学生の受け入れを促進する。これらにより、企業、政府・

自治体、研究機関、NPO等、様々な分野・機関でグローバルに活躍できる国際性豊かな人材を育成・輩出していく。

＜アジア大都市が抱える都市問題の解決に向けた取組＞

- ③ 首都東京のシンクタンクとして、各大学・高等専門学校が有する知的資源を結集して、急激に進行する都市化や環境悪化、少子高齢化による人口構成の変化など、アジア大都市が抱える様々な都市問題の解決に向けて、各都市の大学・研究機関等とも連携しながら、先導的・先駆的研究に果敢に取り組み、アジア全体の発展に貢献する。

IX 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 別紙

X 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

40 億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅滞及び予見できなかった不測の事態の発生等により、緊急に支出をする必要が生じた際に借入することが想定される。

X I 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合、教育研究の質の向上、学生生活の充実及び組織運営の改善に充てる。

X II その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財 源
経年劣化が著しく、緊急対応が必要な施設・設備の改修を実施する。	17, 803百万円	施設費補助金

金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

2 積立金の使途

積立金は、教育研究の質の向上、学生生活の充実及び組織運営の改善に充てる。

(別 紙) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成23年度～平成28年度 予算

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	100,029
施設費補助金	17,803
自己収入	35,224
授業料及入学金検定料収入	33,576
その他収入	1,648
外部資金	10,865
目的積立金取崩	3,345
効率化推進積立金取崩	696
計	167,962
支出	
業務費	135,948
教育研究経費	100,556
管理費	35,392
施設整備費	17,803
外部資金研究費	10,865
目的積立金	3,345
計	167,962

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 74,244百万円を支出する。（退職手当は除く）

注) 効率化推進積立金は、法人の効率化の促進や不測の事態への対応を目的として積み立てる基金である。

注) 各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

注) 平成23年度の額を基礎として、平成24年度以降の予算額を試算している。
金額については見込みであり、各事業年度の運営費交付金等については、予算編成過程において決定される。

2. 収支計画

平成23年度～平成28年度 収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	147,004
経常費用	147,004
業務費	127,064
教育研究経費	35,196
受託研究費等	10,723
役員人件費	972
教員人件費	63,127
職員人件費	17,046
一般管理費	17,127
財務費用	222
減価償却費	2,591
収益の部	147,004
経常収益	147,004
運営費交付金収益	99,032
授業料収益	28,668
入学金収益	3,561
検定料収益	1,347
受託研究等収益	10,862
効率化推進積立金取崩	696
その他収益	1,648
資産見返運営費交付金等戻入	981
資産見返物品受贈額戻入	209
純利益	0
総利益	0

注) 各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

3. 資金計画

平成23年度～平成28年度 資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	167,962
業務活動による支出	145,674
投資活動による支出	18,942
次期中期目標期間への繰越金	3,345
資金収入	167,962
業務活動による収入	145,814
運営費交付金による収入	100,029
授業料及入学金検定料による収入	33,576
受託研究等収入	10,865
その他の収入	1,345
投資活動による収入	17,803
施設費補助金による収入	17,803
財務活動による収入	303
前期中期目標期間よりの繰越金	4,041

注) 各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

〔別 表〕 教育研究組織

(1) 首都大学東京

学 部
都市教養学部
都市環境学部
システムデザイン学部
健康福祉学部
大学院
人文科学研究科
社会科学研究科
理工学研究科
都市環境科学研究科
システムデザイン研究科
人間健康科学研究科

(2) 産業技術大学院大学

大学院
産業技術研究科

(3) 東京都立産業技術高等専門学校

学 科
ものづくり工学科
専攻科
創造工学専攻